

障害者自立支援給付費負担金に係る会計検査院の平成 24 年度実地検査結果について

1 概要

障害者自立支援法に基づき、障害児・者の福祉の増進を図ることなどを目的として提供される、居宅介護、短期入所、共同生活介護等の障害福祉サービス等について、その費用の一部を障害者自立支援給付費負担金（以下「国庫負担金」という。）として国、県が負担しています。（負担割合：国 1/2、県 1/4、市 1/4）

国庫負担金に係る対象経費の算定にあたり、基準額を誤って算定していたことなどにより、平成 21 年度から 23 年度までの間、過大に国庫負担金の交付を受けていたことが、平成 24 年度に実施された会計検査院実地検査で指摘されました。

(1) 過大に交付を受けた国庫負担金の額 507,994 千円

【平成 21 年度～23 年度】

(単位：千円)

国庫負担対象事業費	左に対する国庫負担金交付額	過大と認める国庫負担対象事業費 (a)	過大と認める国庫負担金交付額 (a) × 1/2
77,193,384	38,596,692	1,015,988	507,994

(注) 過大と認める国庫負担金の返還に付随して、県費負担金 214,158 千円の返還も生じます。

(返還金額合計 722,152 千円)

(2) 主な過誤の内容

ア 居宅介護事業について、国庫負担金の交付対象とならない介護保険対象者分を含める（*）など、基準額の算定方法を誤った。

（*）65 歳以上の障害者は介護保険サービスが優先され、障害を理由にサービスが不足する場合は障害福祉制度を利用することができます。しかし、居宅介護事業（ホームヘルプ）については、サービスの提供は認められていますが、国庫負担基準額の対象とはなりません。

イ 短期入所等について、国庫負担金の交付対象とならない市単独加算（市費）及び特別対策事業の経費を含めて計算してしまった。

<内訳>

(単位：千円)

事業名	サービスの概要	過大と認める国庫負担金交付額	誤った内容
居宅介護事業（ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排泄等の身体介護、掃除、洗濯等の家事援助等を提供	439,185	国庫負担金対象外の介護保険対象者分を含めるなど、基準額の算定方法を誤った。
短期入所（ショートステイ）	一時的に施設等を利用することが必要な障害児・者に見守りや介護等の必要な支援を提供	104,521	国庫負担金対象外の市単独加算（市費）の経費を計上した。
共同生活介護・援助（グループホーム）	入居者に対して、日常生活上の介助、援助等を提供	20,282	国庫負担金対象外の特別対策事業の経費を計上した。
特定障害者特別給付費等	グループホームにおける家賃助成等	△55,994	計上漏れ
合計		507,994	

2 原因について

- (1) 国庫負担金交付要綱等を熟知せず、金額を算出していた。また、正しい算出方法が反映されていない様式で引継ぎが行われていた。
- (2) 算出された金額について、職員、責任職含め、複数体制での確認が不十分だった。
- (3) 算出された金額の確認において、起案上での確認は行っていたが、積算金額の挙証資料やデータにまで踏み込んだ確認ができていなかった。

3 再発防止策について

次の方針のもと、経営・運営責任職及び職員が一丸となって取り組んでいきます。

- (1) 部内職員を対象にした国庫負担金請求等事務に関する説明会の実施（年2回）、
交付申請や実績報告の仕組みを理解し、事務作業の習熟を高める。
また、障害関連制度については、今後も制度変更が見込まれるため、算定方法等について、随時確認する。
- (2) チェックの強化
 - ア 事業所管課では、国庫負担金請求等の起案回議の際は根拠となる資料を添付し、責任職が確認する。
 - イ とりまとめ課では、事業所管課から提出された金額とシステムを通じて支払われた金額を突合して確認する。
- (3) 引継ぎ時における確認等
担当者の引き継ぎ時には、国庫負担金の仕組みや金額の算定方法等について、法令等の根拠にあたりながら、引き継ぎを行う。また、業務上の疑問や疑義が生じた場合、職員が躊躇なく職場内で話し合える組織風土を作っていく。

4 負担金の返還について

過大に交付を受けた負担金については、今後、厚生労働省の指示に従い返還の手続きを進めます。
なお、加算金等については厚生労働省に確認し、発生しないことを確認しました。

5 利用者等への影響

このことにより、障害者自立支援法に基づくサービスを利用されている方々や事業者の皆様への影響はありません。